

# 津波時の避難確保計画

【施設名： 汐見台児童クラブ】

令和 8 年 2 月 27 日 作成

## 様式編 目 次

茅ヶ崎市（施設所管課）へ提出

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難経路図	2	別紙 1
	施設内の避難経路図	3	別紙 2
4	防災体制	4	様式 2
5	情報収集・伝達	5	様式 3
6	避難誘導	6	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	7	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	7	

個人情報等を含むため適切に管理 ※茅ヶ崎市（施設所管課）への提出は不要

9	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式 7
10	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式 8
11	緊急連絡網	10	様式 9
12	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式 10
13	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式 11
14	防災体制一覧表	12	様式 12

### 1 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項の規定に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

### 2 計画の報告

計画を作成したときは、当該計画を市町村長へ報告するとともに、公表しなければならない。公表の例として、施設に掲示することやホームページに掲載することが挙げられる。

### 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

#### 【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 35 名	昼間 6 名	休日 0 名	休日 0 名
夜間 0 名	夜間 0 名		

#### 【想定される基準水位】

基準水位
3 m

※想定される基準水位の確認方法  
 市ホームページ「要配慮者利用施設における難確保計画の作成等について」に基準水位の確認先のリンクを掲載しています。  
 URL: <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001315/1031265.html>  
 【確認方法①】茅ヶ崎市ホームページ「まっぴ de ちがさき」  
 【確認方法②】神奈川県ホームページ「e-かなマップ」  
 【確認方法③】神奈川県ホームページ「津波災害警戒区域の指定について」

【施設周辺の避難経路図】

津波発生時の避難経路及び避難場所は、以下のとおりとする。

避難経路図

避難経路図



**【施設内の避難経路図】**

施設内で安全を確保する場合は以下のとおりとする。

**避難経路図**

\*施設は、海岸に近い立地のため、津波による浸水の被害が予想されるため、施設内での安全確保はできません。

#### 4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急地震速報</li> </ul>	<b>注意体制確立</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集伝達要員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波注意報発表</li> </ul>	<b>警戒体制確立</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波情報の収集</li> <li>・ 使用する資機材の準備</li> <li>・ 利用者家族への連絡</li> <li>・ 避難支援の協力依頼</li> <li>・ 避難所開設状況の確認</li> <li>・ 要配慮者の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集伝達要員</li> <li>・ 避難誘導要員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険の前兆を確認(※)</li> <li>・ 津波警報発表</li> <li>・ 大津波警報発表</li> <li>・ 避難指示発令</li> </ul>	<b>非常体制確立</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導要員</li> </ul>

※強い揺れや長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合等

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

①収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
地震・津波情報 気象情報	○テレビ・ラジオ ○茅ヶ崎市防災情報サイト ○気象庁ホームページ ○ちがさきメール配信サービス など
	○国土交通省ホームページ「川の防災情報」 ○神奈川県ホームページ「雨量水位情報」 など
避難情報 （ 高齢者等避難発令 避難指示発令 緊急安全確保発令 ）	○防災行政用無線（屋外スピーカー） ○茅ヶ崎市防災ラジオ ○テレビ神奈川(tvk) データ放送 ○茅ヶ崎市情報サイト ○ちがさきメール配信サービス ○緊急速報メール※ ○茅ヶ崎市公式ホームページ ○ツイッター (@Chigasaki_city) など

※緊急速報メールとは、国や気象庁、茅ヶ崎市が配信する「災害・避難情報」などを、対象エリアにいる方の携帯電話に配信するサービス。

②施設の職員は、市が災害情報などを携帯電話やパソコン等にメール配信する「ちがさきメール配信サービス」の次の項目を登録し、情報収集に努める。

○ちがさきメール配信サービス

(<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/about/1001985.html>)



登録する項目	配信される情報
○災害時の放送 ○ライフライン被害 ○相模川の氾濫情報 ○災害による被害	○地震・津波情報（緊急地震速報、津波警報等） ○避難情報（避難指示等） ○気象警報（大雨警報、洪水警報等） ○相模川の洪水予報（氾濫危険情報、氾濫発生情報） など

### (2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、気象情報等を施設内関係者間で共有する。

②体制確立時、あらかじめ市と調整した事項がある場合は報告する。

## 6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

### (1) 避難場所

津波浸水想定区域（津波災害警戒区域）外へ避難することが原則だが、区域外への避難が困難な場合は、下記のとおりとする。

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙1」及び「別紙2」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	汐見台パシフィックステ ージ4階フロア	( 80 ) m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩1分 <input type="checkbox"/> その他 ( )
避難場所	汐見台小学校3階フロア	( 100 ) m	<input type="checkbox"/> 徒歩3分 <input type="checkbox"/> その他 ( )
避難場所		( ) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他 ( )

【津波浸水想定区域（津波災害警戒区域）内の避難所】

西浜小学校・浜須賀小学校・柳島小学校・東海岸小学校・緑が浜小学校・  
汐見台小学校・第一中学校・西浜中学校・中島中学校

### (4) 避難誘導方法

時間帯毎（昼夜、休日）の避難する人数、従業員数を考慮し、避難誘導體制は、次のとおりとする。

- 避難場所までの道路状況、順路について説明する。
- 避難誘導にあたっては、拡声器、メガホン等を使用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できるように誘導用ビブスを着用する。夜間の避難にあたっては、照明器具を用いるなどして、避難経路や側溝等の危険箇所を指示する。
- 職員のみでの避難誘導に支障がある場合は、地域や外部の関係者に応援を要請する。
- 避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等をおこなう。
- 施設からの退出が概ね完了した時点で、未避難者の有無を確認する。

## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	■テレビ■ラジオ■携帯電話■携帯電話用バッテリー■タブレット■ファックス■懐中電灯■電池
避難誘導	■名簿（従業員、施設利用者）■案内旗■誘導員用ビブス ■トランシーバー■携帯電話■携帯電話用バッテリー ■懐中電灯■携帯用拡声器■電池式照明器具■電池
避 難	■水3日分（一人あたり1日3ℓ）、■食料3日分（1日あたり9食分） ■寝具 ■防寒具
高齢者	
障害者	■常備薬
乳幼児	
その他	■ウェットティッシュ■タオル■ゴミ袋■消毒液■おやつ■常備食

## 8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年 4 月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年 5 月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 4 月に作成する。

### 9 防災教育及び訓練の年間計画作成例

